

新座市告示第 2/3 号

指定事業者によって提供されるサービスに要する費用の額（令和6年新座市告示第125号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 6 月 1 日

新座市長 並 木 傑



次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (2) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
別表第1 1 介護予防訪問介護相当サービス費 (1)~(3) [略] 2~4 [略]	別表第1 1 介護予防訪問介護相当サービス費 (1)~(3) [略] 2~4 [略]
5 介護職員等処遇改善加算 (1) 介護職員等処遇改善加算Ⅰイ + 所定単 位数× <u>270/1000</u> (2) 介護職員等処遇改善加算Ⅰロ + 所定単 位数× <u>287/1000</u> (3) 介護職員等処遇改善加算Ⅱイ + 所定単 位数× <u>249/1000</u>	5 介護職員処遇改善加算 (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ + 所定単 位数× <u>137/1000</u> (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ + 所定単 位数× <u>100/1000</u> (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ + 所定単 位数× <u>55/1000</u> 6 介護職員等特定処遇改善加算 (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ + 所定 単位数× <u>63/1000</u> (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ + 所定 単位数× <u>42/1000</u> 7 介護職員等ベースアップ等支援加算 + 所 定単位数× <u>24/1000</u> 8 介護職員等処遇改善加算 (1) 介護職員等処遇改善加算Ⅰ + 所定単 位数× <u>245/1000</u> (2) 介護職員等処遇改善加算Ⅱ + 所定単 位数× <u>224/1000</u>

- (4) 介護職員等処遇改善加算Ⅱ口 + 所定単位数×266/1000
- (5) 介護職員等処遇改善加算Ⅲ + 所定単位数×207/1000
- (6) 介護職員等処遇改善加算Ⅳ + 所定単位数×170/1000

注1～注9 [略]

注10 5について、所定単位数は1から4までにより算定した単位数の合計。

注11 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

- (3) 介護職員等処遇改善加算Ⅲ + 所定単位数×182/1000
- (4) 介護職員等処遇改善加算Ⅳ + 所定単位数×145/1000
- (5) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ
- ア 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1) + 所定単位数×221/1000
- イ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(2) + 所定単位数×208/1000
- ウ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(3) + 所定単位数×200/1000
- エ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(4) + 所定単位数×187/1000
- オ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(5) + 所定単位数×184/1000
- カ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(6) + 所定単位数×163/1000
- キ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(7) + 所定単位数×163/1000
- ク 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(8) + 所定単位数×158/1000
- ケ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(9) + 所定単位数×142/1000
- コ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(10) + 所定単位数×139/1000
- サ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(11) + 所定単位数×121/1000
- シ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(12) + 所定単位数×118/1000
- ス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(13) + 所定単位数×100/1000
- セ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(14) + 所定単位数×76/1000

注1～注9 [略]

注10 5から7について、所定単位数は1から4までにより算定した単位数の合計。なお、令和6年5月31日をもって廃止する。

注11 8について、所定単位数は1から4までにより算定した単位数の合計。ただし、令和6年6月1日から算定するものとし、(5)については、令和7年3月31日をもって廃止する。

注12 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員等処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算及び介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

別表第2

- 1 介護予防通所介護相当サービス費  
(1)~(3) [略]  
2~10 [略]

1.1 介護職員等処遇改善加算

- (1) 利用定員が19人以上である場合

- ア 介護職員等処遇改善加算Ⅰイ + 所定  
単位数  $\times \frac{111}{1000}$   
イ 介護職員等処遇改善加算Ⅰロ + 所定  
単位数  $\times \frac{120}{1000}$   
ウ 介護職員等処遇改善加算Ⅱイ + 所定  
単位数  $\times \frac{109}{1000}$   
エ 介護職員等処遇改善加算Ⅱロ + 所定  
単位数  $\times \frac{118}{1000}$   
オ 介護職員等処遇改善加算Ⅲ + 所定単  
位数  $\times \frac{99}{1000}$   
カ 介護職員等処遇改善加算Ⅳ + 所定単  
位数  $\times \frac{83}{1000}$

別表第2

- 1 介護予防通所介護相当サービス費  
(1)~(3) [略]  
2~10 [略]

1.1 介護職員処遇改善加算

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ + 所定単位数  $\times \frac{59}{1000}$   
(2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ + 所定単位数  $\times \frac{43}{1000}$   
(3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ + 所定単位数  $\times \frac{23}{1000}$

1.2 介護職員等特定処遇改善加算

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ + 所定単  
位数  $\times \frac{12}{1000}$   
(2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ + 所定単  
位数  $\times \frac{10}{1000}$

1.3 介護職員等ベースアップ等支援加算 + 所  
定単位数  $\times \frac{11}{1000}$

1.4 介護職員等処遇改善加算

- (1) 介護職員等処遇改善加算Ⅰ + 所定単  
位数  $\times \frac{92}{1000}$   
(2) 介護職員等処遇改善加算Ⅱ + 所定単  
位数  $\times \frac{90}{1000}$   
(3) 介護職員等処遇改善加算Ⅲ + 所定単  
位数  $\times \frac{80}{1000}$   
(4) 介護職員等処遇改善加算Ⅳ + 所定単  
位数  $\times \frac{64}{1000}$   
(5) 介護職員等処遇改善加算Ⅴ  
ア 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1) + 所定  
単位数  $\times \frac{81}{1000}$   
イ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(2) + 所定  
単位数  $\times \frac{76}{1000}$   
ウ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(3) + 所定  
単位数  $\times \frac{79}{1000}$   
エ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(4) + 所定  
単位数  $\times \frac{74}{1000}$   
オ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(5) + 所定  
単位数  $\times \frac{65}{1000}$   
カ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(6) + 所定  
単位数  $\times \frac{63}{1000}$   
キ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(7) + 所定  
単位数  $\times \frac{56}{1000}$   
ク 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(8) + 所定  
単位数  $\times \frac{69}{1000}$   
ケ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(9) + 所定  
単位数  $\times \frac{54}{1000}$   
コ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(10) + 所定

(2) 利用定員が19人未満である場合

ア 介護職員等処遇改善加算Ⅰイ + 所定  
単位数×117/1000

イ 介護職員等処遇改善加算Ⅰロ + 所定  
単位数×127/1000

ウ 介護職員等処遇改善加算Ⅱイ + 所定  
単位数×115/1000

エ 介護職員等処遇改善加算Ⅱロ + 所定  
単位数×125/1000

オ 介護職員等処遇改善加算Ⅲ + 所定単  
位数×105/1000

カ 介護職員等処遇改善加算Ⅳ + 所定単  
位数×89/1000

注1～16 [略]

注17 11について、所定単位数は1から10  
までにより算定した単位数の合計。

注18 事業所と同一建物に居住する者又は同  
一建物から利用する者に通所型サービスを行  
う場合、中山間地域等に居住する者へのサー  
ビス提供加算、サービス提供体制強化加算及  
び介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管  
理の対象外の算定項目である。

別表第3

1～3 [略]

4 介護職員等処遇改善加算 + 所定単位数×  
21/1000

注1・2 [略]

注3 4について、所定単位数は1から3まで  
により算定した単位数の合計。

単位数×45/1000

サ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1) + 所定  
単位数×53/1000

シ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(2) + 所定  
単位数×43/1000

ス 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(3) + 所定  
単位数×44/1000

セ 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(4) + 所定  
単位数×33/1000

注1～16 [略]

注17 11から13について、所定単位数は1  
から10までによる算定した単位数の合計。

また、令和6年5月31日をもって廃止する。

注18 14について、所定単位数は1から10  
までにより算定した単位数の合計。ただし、令  
和6年6月1日から算定するものとし、(5)につ  
いては、令和7年3月31日をもって廃止す  
る。

注19 事業所と同一建物に居住する者又は同  
一建物から利用する者に通所型サービスを行  
う場合、中山間地域等に居住する者へのサー  
ビス提供加算、サービス提供体制強化加算、  
介護職員等処遇改善加算、介護職員等特定処遇  
改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加  
算及び介護職員等処遇改善加算は、支給限度  
額管理の対象外の算定項目である。

別表第3

1～3 [略]

注1・2 [略]